

島根県報

第一、四五五号

平成十五年三月二十五日

(火曜日)

目次

告示	統計資料の管理及び利用に関する規程の一部改正	(統計課)	一
	比婆道後帝釈国定公園についての特別地域の指定	(景観自然課)	二
	島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正	(総務管理課)	二
	農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準	(農業振興課)	二
	島根県農業経営基盤強化促進基本方針の変更	(畜産振興課)	三
	家畜伝染病予防法第五条の規定に基づく検査の実施	(農村整備課)	五
	家畜伝染病予防法第六条の規定に基づく注射の実施	(農村整備課)	五
	土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	五
	換地処分(十件)	(農村整備課)	五
	土地改良事業施行の同意	(農村整備課)	五
	土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(農村整備課)	七
	保安林の指定	(森林整備課)	七
	解除予定保安林(四件)	(森林整備課)	七
	建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正	(管理課)	九
	臨港地区の指定	(港湾空港課)	九
	臨港地区の指定の一部改正	(港湾空港課)	九
	都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	九
訓令	島根県統計調査及び統計資料取扱規程の一部改正	(統計課)	一〇
	島根県農林水産業会議規程の一部改正	(総務管理課)	一〇

島根県職務育成品種規程の一部改正

島根県船舶職員服務規程の一部改正

公告

平成十四年度後期技能検定試験の合格者

選管規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更

正誤

平成十四年八月九日付け島根県報第一、三九二号中

平成十四年十二月二十七日付け島根県報外第百一

十一号中

平成十五年二月二十八日付け島根県報外第一五号

中

(生産指導課) 一一

(漁業管理課) 一一

(労働政策課) 一一

一四

一四

(森林整備課) 一五

(管理課) 一五

(砂防課) 一五

告示

示

島根県告示第二百六十八号

統計資料の管理及び利用に関する規程(昭和五十九年島根県告示第四百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

第三条中「企画振興部統計課長」を「政策企画局統計調査課長」に改める。

第四条中「たて」を「立て」に改める。

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県告示第二百六十九号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第十七条第一項の規定により、比婆道後帝釈国定公園の区域内に次のとおり特別地域を指定するので、同条第一項において準用する同法第十条第三項の規定により告示する。

なお、特別地域の区域を表示した図面は登載を省略し、島根県庁に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 特別地域の区域

島根県仁多郡横田町内国有林島根森林管理署一〇〇二林班、一〇〇三林班及び一〇〇五林班の全部並びに一〇三七林班、一〇三八林班、一〇三九林班、一〇四三林班及び一〇四五林班の各一部

島根県仁多郡横田町大字竹崎、大字大呂、大字八川及び大字大馬木の各一部

二 特別地域の区分

(1) 第一種特別地域

島根県仁多郡横田町内国有林島根森林管理署一〇〇三林班及び一〇〇五林班の各一部

島根県仁多郡横田町大字大馬木の各一部

(2) 第二種特別地域

島根県仁多郡横田町内国有林島根森林管理署一〇〇三林班の一部
島根県仁多郡横田町大字竹崎、大字八川及び大字大馬木の各一部

(3) 第三種特別地域

島根県仁多郡横田町内国有林島根森林管理署一〇〇二林班、一〇〇三林班、一〇〇五林班、一〇三七林班、一〇三八林班、一〇三九林班、一〇四三林班及び一〇四五林班の各一部
島根県仁多郡横田町大字竹崎、大字大呂、大字八川及び大字大馬木の各一部

島根県告示第二百七十号

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成三年島根県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

第一条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 農業試験場

第一条の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 家畜衛生研究所

第一条の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県告示第二百七十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第十六条第一項ただし書に規定する組合員等の当然加入の除外基準を次のとおり定めたので、農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）第一条の六第二項の規定により告示し、平成十五年四月一日から施行する。

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成十三年島根県告示第二百五十号）は、廃止する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

水稲	二十アール	浜田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡、石西地区農業共済組合及び隠岐広域連合の区域
	二十五アール	島根県東部農業共済組合、大田市、仁多郡、大原郡及び飯石郡の区域
	三十アール	出雲市、平田市及び簸川郡の区域

陸稲	十アール	島根県全域
麦	十アール	島根県東部農業共済組合、石見農業共済組合、石 西地区農業共済組合及び隠岐広域連合の区域
	二十五アール	仁多郡、大原郡及び飯石郡の区域
	三十アール	出雲市、平田市及び簸川郡の区域

島根県告示第二百七十二号

島根県農業経営基盤強化促進基本方針の変更(平成十四年島根県告示第二百六十三号)中「農業振興課」を「農業経営課」に改め、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百七十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条の規定に基づき検査を次のように実施する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

対象疾病	ブルセラ
実施の目的	ブルセラ病の発生予防
実施の対象となる家畜の種類及び範囲	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後九十日を経過した牛
検査の方法	ブルセラ急速凝集反応法(必要に応じ試験管凝集反応法)
実施する区域	平田市、鹿島町、玉湯町、広瀬町、頓原町、赤来町、佐田町、多伎町、川本町、瑞穂町及び石見町
実施の期日	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで に当該家に

結核病	結核病の発生予防	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設で飼育している生後九十日を経過した牛	必要と認める家畜	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後六カ月を経過した牛	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設で飼育している生後六カ月を経過した牛	ツベルクリン皮内注射法	平田市、鹿島町、玉湯町、広瀬町、頓原町、赤来町、佐田町、多伎町、川本町、瑞穂町及び石見町	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	畜の所在 地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日時
ヨーネ病	ヨーネ病の発生予防	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設で飼育している生後九十日を経過した牛	必要と認める家畜	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後六カ月を経過した牛	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設で飼育している生後六カ月を経過した牛	エライザ法(必要に応じヨーニン検査、補体結合反応検査、細菌検査)	平田市、鹿島町、玉湯町、広瀬町、頓原町、赤来町、佐田町、多伎町、川本町、瑞穂町及び石見町	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	畜の所在 地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日時

アイノウ イルス感	チユウザ ン病	アカパネ 病	ブルータ ング	牛海綿状 脳症		
アイノウ イルス感	チユウザ ン病の発 生予察	アカパネ 病の発生 予察	ブルータ ングの発 生予察	牛海綿状 脳症の発 生状況及 び動向把 握	牛海綿状 脳症特別措 置法第六条第一項に 基づく届出対象とな る牛(同条第二項た だし書に該当する場 合を除く。)	発生地域の牛及び汚 染地域からの導入牛 並びにこれらとの同 居牛で家畜防疫員が 必要と認める牛
家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	エライザ 法	エライザ 法(必要 に応じて ヨーンン 検査、補 体結合反 応検査、 細菌検 査)	エライザ 法及び細 菌検査 (必要に 応じて ヨーンン 検査、補 体結合反 応検査)
血清学的 検査	血清学的 検査	血清学的 検査	血清学的 検査	エライザ 法	エライザ 法(必要 に応じて ヨーンン 検査、補 体結合反 応検査、 細菌検 査)	血清学的 検査
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	隠岐郡を除く県 下全域		県下全域
時 定する日	所長が指 定する日	所長が指 定する日	所長が指 定する日	平成十五 年四月一 日から平 成十六年 三月三十 日まで	平成十五 年四月一 日から平 成十六年 三月三十 日まで	平成十五 年四月一 日から平 成十六年 三月三十 日まで

流行性脳 炎	豚繁殖・ 呼吸障害 症候群 (PRR S)	オ―エス キ―病	馬伝染性 貧血	牛流行熱	イバラキ 病	感染症
流行性脳 炎の発生 予察	豚繁殖・ 呼吸障害 症候群の 発生予察	オ―エス キ―病の 発生予察	馬伝染性 貧血の発 生予防	牛流行熱 の発生予 察	イバラキ 病の発生 予察	感染症の発 生予察
家畜保健衛生所長が 必要と認める豚	家畜保健衛生所長が 必要と認める豚	家畜保健衛生所長が 必要と認める豚	農林水産大臣又は知 事の指定する馬 四 競馬法による競 馬に出場する馬	家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	
血清学的 検査	血清学的 検査	血清学的 検査	寒天ゲル 内沈降反 応法	血清学的 検査	血清学的 検査	
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	当該家畜の所在 地を管轄する家 畜保健衛生所長 の指定する区域

豚流行性下痢(PED)	豚流行性下痢の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
腐蛆病	みつばちの腐蛆病の発生予防	転飼しようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるみつばち	肉眼的検査及び細菌学的検査	県内全域

島根県告示第二百七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき注射を次のように実施する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

炭疽	対象疾病	実施の目的 炭疽の発生予防	実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が必要と認める牛	実施の方法 皮下注射法	実施する区域 県下全域	実施の期日 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで に当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
----	------	------------------	------------------------------------	----------------	----------------	---

島根県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の内出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

大原郡大東町土地改良区

退任した役員の名氏及び住所

理事

井田 徳義 大原郡大東町大字飯田五四番地四

島根県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、能義郡広瀬町土地改良区理事長から宮の谷地区における換地処分を平成十五年三月五日付で行った旨の内出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、能義郡広瀬町土地改良区理事長から牧谷東地区における換地処分を平成十五年三月十四日付で行った旨の内出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、能義郡広瀬町土地改良区理事長から八方原地区における換地処分を平成十五年三月十四日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、出雲市土地改良区理事長から西光坊地区第一工区における換地処分を平成十五年三月十七日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十二日付けで県営土地改良事業に係る都治地区第二工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十二日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前地区豊田工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十二日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前地区小敷工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十七日付けで県営土地改良事業に係る直江地区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十四日付けで県営土地改良事業に係る飯石南地区三谷工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十

四条第三項の規定により、非補助土地改良事業阿丹谷地区圃場整備申請人代表石田和久から阿丹谷地区における換地処分を平成十五年三月六日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
斐川町	若宮地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	平成十五年三月十七日

島根県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市土地改良区	西光坊地区(第一工区)区画整理事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年三月十二日

島根県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字口田儀一七一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百八十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

仁多郡仁多町大字上阿井二五八七の一三、二五九二の六、二六八六の七、二六八六の九、二六八六の一、大字三成一四二〇の六、大原郡木次町大字平田二二五三の四七、大字湯村一五二八の七、飯石郡吉田村大字曾木字曾木五〇七の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第二百九十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

仁多郡仁多町大字上阿井三五〇四の一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第二百九十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字下熊谷一八八一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び木次町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第二百九十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一（一） 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原一四六四・一四八〇の四・一四八〇の六・一四八〇の三三・一四八〇の三五から一四八〇の三七まで、一四八〇の四六・一四八〇の五一・一四八〇の五四・一四八〇の五五・一四八五から一四八七まで、一四八九の一・一四九〇の四・一四九〇の六・一四九二・一五〇一の一・一五〇一の三・一五〇三・一五〇四・一五〇五の一・一五〇七の二・一五〇七の三・一五二二・一五一六の一・一五一六の三（以上二八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一四九〇の一から一四九〇の三まで、一五〇六・一五〇八の二・一五〇九・一五二〇（以上七筆国有林）、一五〇七の四

（二） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（三） 解除の理由

道路用地とするため

（二） 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原一四七二から一四七四まで、一四七七・一四八一・一四八五・一四八七・一五〇一の三・一五〇三・一五〇四（以上二筆国有林。次の図に

示す部分に限る。(一)・一四八三・一四九六・一四九七・一五〇一の五・一五〇二(以上五筆国有林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び木次町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百九十三号

建設業許可申請書等閲覧規程(昭和四十七年島根県告示第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

第二条の表中「管理課」を「土木総務課」に改める。

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県告示第二百九十四号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第八項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 臨港地区の区域

港湾名	臨港地区の区域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山及び同町大字美田字八幡ノ前地内

二 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課 隠岐支庁土木建築局島前出張所及び西ノ島町役場

島根県告示第二百九十五号

臨港地区の指定(昭和四十六年島根県告示第六百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一を次のように改める。

一 削除

島根県告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

六道町

二 都市計画事業の種類及び名称

六道都市計画下水道事業

六道町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年七月十二日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分

昭和六十年島根県告示第五百九十六号、昭和六十二年島根県告示第六百九十九号、平成三年島根県告示第九十四号、平成八年島根県告示第二百二十九号、平成九年島根県告示第二百二十七号及び平成十二年島根県告示第八百八号の事業地に宍道町大字伊志見を加え、宍道町大字東来待、大字西来待、大字白石、大字宍道、大字佐々布地内において事業地を変更する。

訓 令

島根県訓令第一号

本 庁

島根県統計調査及び統計資料取扱規程（昭和三十三年島根県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「本庁」に改める。

第一条中「取扱」を「取扱い」に改める。

第二条第一号中「基く」を「基づく」に改める。

第四条第三項中「企画振興部長」を「政策企画局長」に改め、同条第四項中「統計課長」を「統計調査課長」に改め、同条第五項中「統計課」を「統計調査課」に改める。

第五条から第十条までの規定中「統計課長」を「統計調査課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県訓令第一号

島根県農林水産会議規程（昭和四十七年島根県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先中「農業試験場」を「中山間地域研究センター」に、
「家畜衛生研究所 畜産試験場」を「畜産試験場」に改める。

第三条第一項第二号中「農業試験場長、中山間地域研究センター所長」を「中山間地域研究センター所長、農業試験場長」に、「家畜衛生研究所所長、畜産試験場長、林業技術センター所長」を「畜産試験場長、家畜衛生研究所所長」に改める。

第四条第二項中「行なつ」を「行つ」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

農 林 水 産 部
農 業 試 験 場
中山間地域研究センター
しまねの味開発指導センター
家 畜 衛 生 研 究 所
畜 産 試 験 場
林 業 技 術 セ ン タ ー
水 産 試 験 場
内 水 面 水 産 試 験 場
栽 培 漁 業 セ ン タ ー

島根県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

島根県職務育成品種規程（昭和五十八年島根県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

第十四条第三項中、「生産指導課」を「生産振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県訓令第四号

農林水産部漁業管理課
水 産 試 験 場

島根県船舶職員服務規程（昭和三十五年島根県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

受訓先中、「農林水産部漁業管理課」を「農林水産部水産課」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

公 告

平成十四年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成十五年三月二十五日

特級技能検定

島根県知事 澄田信義

機械加工

宇賀 茂雄

一級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

佐藤 勉 永岡 勝 山本 敦司

金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業）

金山 公也 久村 廣樹 池田 尚之 安原 聰行 佐野 智康

工場板金（機械板金作業）

遠藤 力 堀江 岳志 竹崎 孝幸

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

山本 昌美

機械保全（機械系保全作業）

小谷圭一郎 松島 裕樹 田代 孝弘 藤原 康 大菅 信義

岩崎 成紀 山崎 真一 長野 勝 金築 智 島田 憲嘉

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

長谷川宏司 池淵 浩治

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

嘉本 政司

農業機械整備（農業機械整備作業）

石倉 正敏 恒藤 博行 吉岡 順 小池 明和 渡部世津夫

西尾 泰紀

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

三山 毅 小島 秀樹 松崎 繁明

石材施工（石材加工作業）

遠藤 良

菓子製造（和菓子製造作業）

小笠原悦雄

建築大工(大工工事作業)

知野見宗久 寺戸 央 熊谷 真貴 村上 績 上木 康彦
かわらぶき(かわらぶき作業)

新家 伴和 佐々木重夫 妹尾 英明 早川 進吾 谷口 勝彦
伊藤 茂幸

配管(建築配管作業)

津嶋 俊也 長谷川智庸 加茂 仁 三山 毅 坂根 努

渡部 洋治 山崎 英明 矢田 雅之 嘉本 知道 若槻 靖志

松本 健一 坂崎 光弘 岩本 健司 原 信正 福原 隆博

金森 修

型枠施工(型枠工事作業)

内田 友昭 島村 順治 北村 芳明 後藤 栄一 鎌田 稔

坂田 佳隆 澤田 英実 土山 和博 緒方 功仁 桐谷 誠

鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

佐々木 真 川谷 正次 宮本 伸彦 西川 直三 大野 彰史

田中 昌伸 日野 治己 杉原 洋次 桑原 昇 坂本 利信

星山 英治 生土 福信 佐藤 敦弘 伊東 利治

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

河野 英雄

防水施工(合成ゴムシート防水工事作業)

田中 宏季 小林 弘幸 栗原 和訓

防水施工(改質アスファルトシート工法防水工事作業)

石井 宏治 布野 充広 福田 政行

カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)

舟木 友一

ガラス施工(ガラス工事作業)

石橋 哲造

機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

藤原 啓志

機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

渡部 高広 宮崎 伸二

金属材料試験(機械試験作業)

原 利昭 山根 邦生

金属材料試験(組織試験作業)

池田 宏一 野坂 学 井上 進

塗装(鋼橋塗装作業)

伊藤 淳 山本 忠司 原 敬二

単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工(エポキシ樹脂注入工事作業)

伊藤 久人

バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

三浦 郁 三浦 朋之

二級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

日野 博 西尾 毅 稲村 啓志 中原 充俊 余村 英純

福田 陽司 大国 周治 荒木 貴徳 吉岡 浩 西尾 崇

金属溶解(鋳鋼誘導炉溶解作業)

江角 弘行 田子 喜信 竹内 裕也 大江 秀幸 奥井 隆志

野村 裕之 金山 幸司 山根 康之 中河 剛 山本 学

藤原 司 二岡 勇 福田 真美 種田 隆至 新田 哲博

片山 照夫 飯塚 眞樹 亀山 詞勸

工場板金(機械板金作業)

神田 智和 上野 俊一

ロープ加工(ロープ加工作業)

神田 秀彦 菖蒲 一宏

機械検査(機械検査作業)

角田 厚規 福島 広隆

機械保全(機械系保全作業)

森下 修一 田中 博之 金森 亮 黒田 憲司 村上 正
 長谷川 淳史 渡邊 友典 富岡 正樹 村田 賢一 西村 達也
 常松 正夫 山根 利夫 杉原 敏幸 渡邊 直紀 西尾 健治
 有田 篤志 原 岩夫 勝部 功一 玉木 等 榎原美恵子
 原 真司 西本 雄一 大原 健志

機械保全(電気系保全作業)

桑原 玄治 榎野 弘章

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

秦 清美 須田 修司 松本 聡

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

伊藤 久

農業機械整備(農業機械整備作業)

藤原 修 難波 博貴 滝本 博一 石本 孝博 中井 邦夫
 千端 将揮 森脇 健一 南場 良宗 野原 秀紀 遠藤 武志

冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)

藤野 功 常角 實 原 貴志 佐田 直行 吉田 友信
 松浦 仁志 楠見 幸雄 錦織 寿之 永瀬 勝也 河北 信夫

石材施工(石材加工作業)

稲田 政雄 平野 太一 福間 卓 板垣 均

菓子製造(和菓子製造作業)

清水 紀行 田中 諭志 文堀 賢治

建築大工(大工工事作業)

持田 真宏 齋藤 伸吾 三浦 竜博 安田 寛之 庄司 博文
 小谷 明久 竹下 昌巳 石田 孝行 若月 洋二 山野 紳一
 馬場 洋介 香川 洋平
 かわらぶぎ(かわらぶぎ作業)

芳賀 冬樹 平木 政子 原田 友徳 永島 良 阿川 晴児

影石 浩二 本田 徹 松浦 繁夫 山口 清二 鶴本 勇人

幸治 和男 岡崎 貢 熊本 旭紘 大原 聡 伊能 雅宏

配管(建築配管作業)

徳山 俊郎 岩田富士夫 渡辺 博樹 芝尾 敬司

江田 浩 永瀬 季成 奥 洋一 勝部 弘之 岡田 武

塚原 正拓 造山 卓也 増原 努 有田 光利 高橋 慎一

鳥屋原 淳 玉木 賢一 有田 貴博 篠原 圭和 田倉 佳

中村 克彦 石川 憲司 渋谷 圭亮 吉村 康市 永吉 伯亨

大谷 貴志 鷺見 陽一 山口 秀一 吉野 真也 駒月 秀成

岩成 典久 佐藤 芳清 佐藤 裕二 飯塚 智也 田中 規之

田島 光 伊藤 徹司 長田 雄 森山 涉

型枠施工(型枠工事作業)

花岡 英司 三島 康也 佐竹 直行 高橋 久美 大賀 伸也
 豊田 島夫 廣瀬 陽一 益成 昌也 久禮 昌良 松尾幸志郎

鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

芳原 学 杉 等 千坂 兼二 森山 英治 星野 伸年
 福島 明 岡田 勉 柳井 衝 石橋 直人

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

阿川 光則 堀 裕二 塩満 建一 竹中 正春

防水施工(合成ゴムシート防水工事作業)

新路 修

防水施工(塩化ビニルシート防水工事作業)

梶谷 純 広江 勝義

ガラス施工(ガラス工事作業)

福田 誠 安藤 卓哉 若林 宏

機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

齋木 厚史 中西 克英 田中 真嗣 石田 徹哉 石田 健之
 小玉 恭弘 戸谷 弘光 中田 昭彦 山崎 恵子 野津 慎次

石富 邦彦 頼田 優介 加藤 透 板倉 亮 梅 圭一

金属材料試験(機械試験作業)

瀧 浩司

金属材料試験(組織試験作業)

田中 一騎 野田 浩太 加納 潤平 熱田 仁志

塗装(鋼橋塗装作業)

宮廻 和仁

三級技能検定

機械検査(機械検査作業)

選挙管理委員会規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十五日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第一号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

次のように改正する。

第十二条中「総務部地方課の吏員」を「地域振興部市町村課及び地域政策課地域振興室の吏員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年島根県条例第五十二号)第二条の規定に基づき派遣されている者を除く。)」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2 局長、次長及び選挙係長はそれぞれ地域振興部市町村課及び地域政策課地域振興室の職をもつてこれに充てる。

一局 長 市町村課長

二次 長 市町村課市町村合併支援室長、地域政策課地域振興室長及び市町村課課長補佐(市町村課に主査を置く場合にあつては、市町村課主査、市町村課市町村合併支援室長、地域政策課地域振興室長及び市町村課課長補佐)

三 選挙係長 市町村課選挙係長

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があつた。

平成十五年三月二十五日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設名称	所在地	変更事項	変更後
ケアハウスはなつみ苑	松江市西法吉町七六三	施設の所在地	松江市西法吉町三五・二〇
特別養護老人ホームたんぼの里	浜田市長浜町八七二番地	施設の所在地	浜田市長浜町一九〇〇番地
施設名称		施設の名称	養護老人ホーム ミレ岡見

園	養護老人ホーム千寿
地	那賀郡三隅町大字岡見七二七番地
施設の所在	那賀郡三隅町大字岡見七〇〇番地

正 誤

平成十四年八月九日付け島根県報第一、三九二号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
九	下	始めから二	五九三の一、五九四	五九三の一・五九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

ページ 九 下 島根県告示第七百三十一号中 終りに次のように加える。
 （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成十四年十二月二十七日付け島根県報号外第百二十一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二十二	上	始めから四	平成十六年四月一日	平成十七年四月一日

平成十五年二月二十八日付け島根県報号外第一五号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	上	始めから十一	前条	第四条
三	〃	〃	用途が支払い	用途の支払
四	〃	島根県規則第九号の様式第二号中	行われる対策工事の	行われている対策工事等の
十二	〃	島根県規則第九号の様式第九号中	島根県土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域等

平成十五年三月二十五日印刷
平成十五年三月二十五日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江市学
園南町
松島
陽根
印刷所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行